

## 令和7年第1回定例教育委員会 議事録

1. 日 時 令和7年11月28日（金） 16時30分開会  
17時18分閉会

2. 場 所 長与町役場 4階 第1委員会室

3. 出席者 教育長 金崎良一  
教育長職務代理者 古賀清彦  
委 員 廣田敬子  
委 員 仁田千都子  
委 員 山本 淳

4. 会議に出席した職員 教育次長 荒木 隆  
学校教育課理事 鳥山勝美  
教育総務課長 久原和彥  
生涯学習課長 中尾盛雄  
教育総務課 係長 川口佳子

### 5. 会議日程

- 開会
- 日程第1 会議録の承認について
- 日程第2 報告
- 日程第3 議事
- 議案第40号 長与町立高田学園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例  
について
- 議案第41号 令和7年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び  
評価について

### 6. その他

閉会

○荒木教育次長

皆さんこんにちは。

定足数に達しておりますので、令和7年第1回定例教育委員会を開会いたしました。

はじめに、金崎教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○金崎教育長

(教育長 挨拶)

○荒木教育次長

次に、10月24日に開催いたしました教育委員会の会議録につきましてご承認をお願いいたします。

ご承認頂けますでしょうか。

ありがとうございました。

令和7年第10回定例教育委員会会議録につきましては承認されました。

続きまして、次第4 報告でございます。

まずは10月25日から本日までの教育行政報告でございます。

資料の1ページをお願いいたします。

初めに教育総務課です。

11月4日、長崎県市町村教育委員会連絡協議会、第2回小委員会が佐世保市で開催されております。

21日には長崎県町村教育長会第2回協議会、視察研修で大分県玖珠町を訪問しております。

また23日に長崎県PTA研究大会諫早大会が開催され、いずれも教育長が出席をいたしております。

次に学校教育課です。

10月26日に長与小、高田小、北小学校で運動会が開催されたほか、11月には、6日に高田小、13日に長与小、北小が熊本方面への修学旅行を実施しております。

10月30日には第4回、高田の未来を語る会が開催されております。

学校名について、幾つかの候補が挙げられ、これらに託した思いなどを子どもたちが発表し、協議が行われました。

その後、義務教育学校の名称は高田学園に決定したとの答申を頂いております。

10月31日、洗切小学校150周年記念式典が開催されました。

自治会やPTAのお力添えにより新調された学校旗の披露や、記念スライドショーにより、洗切小学校の歴史を振り返るなど、厳かかつ和やかな式典となりました。

11月10日に長与町新しい学校づくり検討委員会を開催しております。

子どもたちの学びの質を高めるために、週当たりの授業時数を短くすることなどについて、前回に引き続き、委員の皆様から御意見を頂戴いたしました。

また、教育職員の業務量の適切な管理などに関して国から示されました学

校と教師の業務の3分類についても、幅広い御意見を頂戴いたしました。

最後に、生涯学習課です。

10月26日に、上長与地区公民館・コミュニティまつりが開催されております。

今年は地域一体となったコミュニティ活動を推進することを目的に、名称も変更され、日頃の学習や活動の成果を発表されておりました。

11月3日、町民文化祭表彰式典、文化講演会が開催されました。

翌週の8日、9日には、芸能祭や音楽祭も行われ、芸能祭には31団体、音楽祭には14団体が参加。日頃の練習の成果を発表されておりました。

そのほか、文化作品展や学校作品展では、個性光る作品や芸術性の高い作品が揃っておりました。

11月5日には、地域部活動について、高知県土佐市議会からの視察を受入れております。

23日には長与町公民館体験会が開催され、日頃の活動を発表し合いながら、参加者も一緒にこれを体験するという趣向を凝らした企画に会場は大盛り上がっておりました。

以上が教育行政報告になります。

2点目の学校事故及び、3点目の委任事項につきましては、報告すべき重要事項等はございません。

ここまでで、皆さまからご質問等ございませんでしょうか。

それでは、次第5議事に移りたいと思います。議事の進行を金崎教育長にお願いいたします。

○金崎教育長

それでは、議案第40号、長与町立高田学園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例についての提案理由の説明を求めます。

荒木教育次長。

○荒木教育次長

議案第40号、長与町立高田学園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由を申し上げます。

資料は3ページからになります。

本議案は、義務教育学校の設置に伴い、関係する条例を一体的に整備するものです。

このうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1号の規定により、学校の設置及び廃止に関して、条例案を上程予定の12月議会に先立ち、定例教育委員会の審議に付するものでございます。

改正条例案のうち、町立学校設置条例において、義務教育学校、高田学園

の追加が学校の設置、高田小学校及び高田中学校の削除が学校の廃止と御理解頂ければと思います。

なお、暴力団排除条例、というものもございますが、教育委員会の所管外となりますけれども、一連のものとして、併せて御説明差し上げたいと思います。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたします。

○教育総務課久原課長

それでは、中身について御説明をしたいと思います。

改め文はちょっと読みづらいところもございますので9ページ以降の新旧対照表のほうを見ていただければと思います。

今ほどございました、義務教育学校を新たに来年4月より設置することに伴い、その設置の根拠となる規定を追加すること。そして、それに伴って変更が必要となった関係する条例を一体的に整備するものです。

改正の対象となる条例でございますが、特別職非常勤職員の報酬条例、そして学校設置条例、学校体育施設使用料条例、学校給食共同調理場条例、そして五つ目、暴力団排除条例を変更の対象としております。

それでは改正の中身について御説明差し上げます。同じく9ページです。

別表教育委員会の項中、右側改正後ですね、学校医（一般）及び学校歯科医の報酬算定式の対象校に、今までございませんでした義務教育学校を追加しております。

同様に下の項、学校医（耳鼻科）につきましては、義務教育学校前期課程（1～4学年）及び義務教育学校後期課程（第7学年）を、10ページに移り眼科につきましては、義務教育学校前期課程第4学年及び義務教育学校後期課程第7学年を明示し、追加をしております。

続きまして11ページです。

長与町立学校設置条例の一部改正についてです。

第1条中、中学校の次に、義務教育学校を追加し、義務教育学校の設置根拠を明確化しております。

新たに条文として「第4条（義務教育学校の名称及び位置）」を新設し、あわせて別表第3を追加しております。

この中身については、新設校である高田学園の名称、所在地の記載しております。

続いて既存の小学校別表第1（第2条関係）を、高田小学校を削除したものに置換をしております。

そして、別表第2に条の参照見出しがございませんでしたのでそれを付与、そして、高田中学校の項を削っております。

続きまして学校体育施設使用料条例の一部改正、13ページです。

最初に用語整理、第4条第1項中、「つねに」を漢字の「常に」に置換修正、そして同条3項中、「又はその」の前に、「、又はその」の読点を追加をしております。

次に別表第5条、第7条関係、旧高田小、旧高田中の施設区分を17から18ページになりますが、義務教育学校の各校舎、高田学園百合野校舎、これは旧高田小のことです。高田学園さくら野校舎、これは旧高田中学校のことです。として再編をしております。

料金表については従前の区分を継承しております。この改正によって変えているものではございません。それぞれの施設区分に応じて使用料を整理して差し替えるのみでございます。

続きまして学校給食共同調理場条例の一部改正、20ページです。

第1条中、引用条の条番号を最新化しております。

元となる法律が改正されたことによって条ずれがおこっておりましたのでこの際、変更するものでございます。

次に、第2条中、給食供給先の校名を再編後の高田学園（さくら野校舎）に置換をしております。

続き、次に第5条中、用語整理です。

小学校中学校という表現を一般的な学校という言い方に改め、平仮名であった「すべて」を漢字の「全て」に変更をしております。

最後に暴力団排除条例の一部改正です。21ページになります。

第14条第1項中、学校区分に義務教育学校を追加し、関係規定の対象を拡張しております。

説明の中にございました学校の校舎名についてですが、先ほど次長の説明でもありましたとおり、高田学園という名前につきましては、教職員児童生徒そして保護者、地元関係者の4者による高田の未来を語る会によって御協議頂き我々のほうに御答申頂いたそのままの高田学園という名称を採用してございますが、校舎名につきましては、一つの義務教育学校に複数の施設が存在する際に、それぞれの建物を区別し、円滑な、学校運営を図るための、あくまでも実務的な名称というふうに位置づけをしております。

この4者協議である高田の未来の語る会においては、学校名の決定という事のみならず、様々学校の根幹に関わる重要な事項について、多様な意見を尊重し、時間をかけて合意形成を図るプロセスとして位置づけをしております。

従いまして、校舎名称のような実務的な事項につきましては、我々教育委員会の判断で迅速に進めることができることが全体の設置準備を円滑に進める上で適切で

あると判断し、我々のほうで決めさせていただいたということでございます。  
多少長くなりましたが私の説明は以上です。

○金崎教育長

それでは議案第40号について質疑はございませんか。

では承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

続きまして議案第41号、令和7年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についての提案理由の説明を求めます。

荒木教育次長。

○荒木教育次長

議案第41号、令和7年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、提案理由を申し上げます。

資料は別冊として事前にお送りしていたものになります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検と評価を行いましたので、その承認を求めるものでございます。

内容につきまして、簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

別冊資料のまず1ページをお開きください。はじめにの部分です。

教育委員会では、法律に基づき、事務の管理及び執行状況について自ら点検と評価を行い、その結果を議会に提出、また公表することになっております。

この報告書は、令和6年度に実施した事業につきまして、本町の事務事業評価の方法により点検と評価を行い、まとめたものになります。

次に、評価の対象ですが、令和6年度に実施した事業の中から第10次総合計画、教育振興基本計画に基づき、26の事業を対象としております。

3点目の、点検評価の方法ですが、事務事業の評価については、妥当性、有効性、効率性の三つの視点から、A B C Dの4段階で総合評価をいたしました。

これらの評価を踏まえ、事業の問題点や、今後想定される課題、その課題に対する改善案も含めた検討を行っております。

さらに、今後の事業展開、その方向性を拡充、改善、継続実施、縮小、廃止、終了に区分しております。

4点目については、教育委員会が行った点検、評価について、客観性の確保と多様な視点からの評価を得るため、元中学校校長の江口様と元小学校校長の永富様、お二人から御意見と御助言を頂き、外部評価委員の意見として掲載しております。

2ページをお願いいたします。

令和6年度における教育委員会の開催状況です。

定例会を12回開催し、33件の議案を御審議、御承認頂きました。

3ページには、教育委員会の活動状況を掲載しております。

次に4ページをお願いいたします。

教育行政を進める上での基本施策の体系図をお示ししております。

次に5ページをお願いいたします。

点検評価の対象とした事業の一覧でございます。

このうち、令和6年度の事業実施状況が改善または拡充して実施したと判断した事業について、主なものを御説明させていただきます。

まずは改善とした事業です。

9ページをお願いいたします。

シート番号26、特別支援教育の充実です。

上から四つ目の見出しに括弧つきで評価対象年度を単年度の評価と書かれた箇所があろうかと思います。

表の下段、ちょうどシートの真ん中辺りになりますけれども、R6年度に実施した事業改善の取組という欄を御覧ください。

指導教諭と連携をとりながら、町内の特別支援教育において共通理解をすべき事項等を把握し、定期的に研修会を行うようにいたしました。

今後ともこれを継続し、児童生徒の指導に当たる教員の特別支援教育に関する資質、能力を高めてまいりたいと考えております。

次に19ページをお願いいたします。

シート番号36の図書館運営事業です。

第2次子ども読書活動推進計画を策定したほか、小・中学生のタブレット端末を活用した電子図書館利用促進の取組として、夏休みにお試しIDを発行し、3,000点を超える利用につながりました。

今後とも、さらなる電子図書館の利用促進を図るとともに、新図書館移転に向けた準備を行ってまいります。

次に24ページをお願いいたします。

シート番号41のスポーツ大会教室の充実及び参加促進です。

近年、町民ソフトボール大会や町民体育祭の参加者が減少していることから、複数自治会合同チームでの参加を可能とするなど、条件を緩和し、自治会の負担軽減を図りました。

また、SUP体験事業において、BIGSUPを導入したほか、スタジアムシティを活用したプロスポーツクラブとの連携を図るなど、工夫を凝らしながら、住民皆さまのスポーツに接する機会の充実に努めています。

次に、26ページになります。

シート番号43のスポーツ施設の充実と有効利用です。

町民体育館のトレーニング室のLINE予約を導入し、利用者の利便性向上と予約管理に係る事務軽減を図っております。

今年度はスマートロック、スマートフォンで体育館の鍵を操作できるものになりますけれども、この導入を予定しており、ICTの効果的な活用により、利便性向上と負担軽減を図ってまいります。

続きまして、拡充とした事業についてです。

ページは戻っていただいて14ページをお願いいたします。

シート番号31の学校施設等改修事業です。

長与小学校校舎全体のLED化を実施いたしました。

整備に当たりまして、民間事業者の協力のもと、仕様書などの作成を直営で行ったほか、契約方式や工事の手法、支払い方法に至るまで研究を重ね、町の負担軽減や事務手続の効率化を図ることができました。

結果として、この事業では2,200万円以上という大きな事業費削減につながっております。

最後に、その次の15ページをお願いいたします。

シート番号32の学校教材整備事業です。

2ndIGAでのタブレット端末更新に当たり、県下の市町で調達に関する情報共有や協議を重ね、本町の端末整備更新計画を作成いたしました。

これに基づき、仕様書を作成し、翌年度予算に必要経費を計上しております。

今後、新端末の導入、そして、児童生徒の円滑な利用に向けて、ICT環境の整備に努めてまいります。

次に32ページをお開きください。

ここからは、お二人の先生から頂きました所見になります。

総合評価として26事業のうち22事業がA評価であり、事業の目的や内容の達成に向けて真摯に取り組む姿が読み取れること。

また、県内トップクラスの成績を維持していることについて、児童生徒、教師、保護者など全ての関係者への激励も頂いております。

一方で、ICT教育を進める上での課題のほか、早急の改善が必要な事業などについての御提言も頂いたところでございます。

最後に、47ページになります。

終わりにという中で、教育委員会としてこの報告書を公表する意義などをお示しております。

以上が令和7年度の評価報告書の概要でございます。

委員皆さまからの事業に関する御意見などを賜りたいと思います。  
どうぞよろしくお願ひいたします。

○金崎教育長

では議案第41号について、質疑はございませんか。  
仁田委員。

○仁田委員

10ページの事業名が心の問題への対応ということで、項目が27になる  
と思いますが、総合評価が前年がAだったのに対して、Cになっているのは  
なぜかと思いまして。具体例を一つ二つ教えてください。お願ひします。

○金崎教育長

学校教育課鳥山理事。

○学校教育課鳥山理事

お尋ねありがとうございます。

Cになっておりますので、質問があろうかと思っておりました。

まず、妥当性、有効性、効率性、この3観点で評価をすることになっておりまして、この有効性にバツをつけると自動的にCになります。

そのため評価が大きく変わった次第でございます。

なぜそこにバツをつけたかと申しますと、今、不登校対策として、適応指導教室であるとか、校内教育支援センターの取組で、丁寧な、一人一人に合った対応を行っているところでございますが、まだ十分な結果が得られていない。少しづつ変化、改善は見られるのですが、登校につながった、教室復帰へつながったっていう、明確な結果が出ていないので、ここに丸はつけられないだろうと判断しその結果、評価Cになった次第です。

でも、少しづつですね、子どもたちには改善が見られて、家から出てみかん狩りの体験や陶芸体験ができるようになったり、適応指導教室から少し学校に、お昼からの時間帯少し学校にいたりっていうような、少しづつ変化は、得られてきております。

これが次年度、よい結果にまた、ステップアップしていくべきいいなと思っておるところでございます。

今後、継続、拡充を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○金崎教育長

仁田委員。

○仁田委員

どうもありがとうございました。よく分かりました。

事業改善の取組の欄のところに、適応指導教室と校内教育支援センターと

の連携により、校内支援センターへの登校が安定した児童がいたっていう一文を読んで、何かうれしいようなほっとしたような気持ちになりましたので、これから益々先生方の御指導がですね、学校、町内全体に広がるようになっていうふうに、念じておりますので、よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○金崎教育長

廣田委員。

○廣田委員

お疲れさまです。

心の問題への対応ということで、有効性は、すぐに目に見えるものではございませんし、それから児童一人一人心に抱えているものは違います。

教育支援センターとか心の教室から、学級に戻すとか学校へ来られるようになるとかいうのは、それはその子にとっての最終目的ではなくて、その子の心がどの場所で1番安定して過ごせるかっていう、そこをちゃんと先生方がよく見てらっしゃると思うんですね。

ですから私は、有効性とか、目に見えるようについての急ぐあまりに子どもの心を置き去りにしていない教育を教育委員会が行っているという証なので、胸を張って、このCは、頑張ってきた証だということで、私はそういうふうに考えさせていただきます。

とても大変なことですけど、どうぞこれからもよろしくお願ひします。

以上です。

○金崎教育長

山本委員。

○山本委員

同じなんんですけど27シート、10ページ目の質問なんですけども、ちょっと私が読み漏らしたか、もしかしたらどっかで御説明頂いたかもしれないんですけど、今年度令和7年度の取組方針のところにある確かな一歩推進事業ってあるんですが、これ令和6年度もされてるんですけど、この確かな一歩推進事業っていうのはどういう内容なんでしょうか。教えてください。

○金崎教育長

学校教育課鳥山理事

○学校教育課鳥山理事

確かな一歩推進事業というのは、県の事業でそれを受け取り組んでおります。

本町としましては、やはり家庭での引きこもりから、少しでも外へ、社会とのつながり、人とのつながりっていうところの一歩を踏み出す力を育みた

いと考えております、やはり体験活動、それも自然や造形活動というようなところがいいのではないかと考えております、陶芸の体験、それからみかん狩りの体験というのを行っております。

本年度も今度、みかん狩り体験が行われるんですが、10名の児童生徒が参加の予定になっております。

こういう形で少しずつ少しずつその参加でつながったり、地域の人との関わりが増えることで、その楽しさ、誰かと何かをする楽しさっていうところを味わって、少しずつ心のエネルギーがたまっていくといいなと考えている取組でございます。

以上でございます。

○金崎教育長

山本委員。

○山本委員

ありがとうございます。内容が分かりました。

続けてもう1個あるんですけど、34シート目、17ページですね。

永富先生の指摘にもあったと思うんですけど、こここの指標ですね、指標中の②、メディア安全指導の実施回数というところで、令和6年度、15回の目標に対して2回となっています。

メディア安全指導に関しては最近ですね、スマホとかタブレットを使う低年齢化が進んでいて、本来は保護者が、保護者というか家庭で、いろんな指導をやらないといけないと思うのですが、なかなか保護者の知識もついていっていなかつたりということもあると思うので、こういったメディア安全指導っていうのは学校であり、近隣のどこかでやっていただくというのは非常に有効かなと思っています。

とは言っても令和6年度ですね15回計画していたけど2回しかできなかったということがあったので、何かこう要因があったのか、ほかで開催されていたのか、また今年度も16回ぐらい計画をされているんですけど、今年度の開催状況って、現時点でどうなのかなというところが気になったので、教えていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

○金崎教育長

生涯学習課中尾課長。

○生涯学習課中尾課長

はい、メディア安全指導の件になると思います。

こちらはですね、あくまでも、まず、いろいろな団体、PTAとか保護者の団体、もちろん先生の方々でも構わないんですけど、団体からの申込みが

あった場合、うちのほうが、指導者という形でですね、行って開いてるものになります。

今年ですね、すいません今手元に回数というのは今押さえてないんですけど、こちらのほうからしませんかというお話はしてるんですけど、何かなかなか団体のほうから手が挙がらないという形で、どうしても開催回数というのがですね、昨年度が2回となっている状況であります。

そしてもっとこういったのがありますよという広報活動をもっとやっていかないといけないなと思っているのですが、なかなか気持ちとあと団体等ですね、こちらのほうからの意思というか、意向がなかなか伝わってこないという部分になっております。これからは、委員も言われるとおり、やっぱりこちらのほうからもっとですね、積極的にそういった部分というのは発信をしていかないと思っております。

以上です。

○金崎教育長

荒木教育次長。

○荒木教育次長

今の答弁に補足なんですけれども、この春、国のほうからこのメディア安全指導で入学式とかに合わせてぜひやってほしいという推進資料もですね、国がつくったものをお配りして実施するようなことが始まっております。

それを受けた3中学校で、いずれも、自校の先生方が講師となってですね、そのプリントを活用して説明をしたということもございます。

結果的に受講数としてはですね、例年どおりとなっております。

回数として今2回となるのが、その個別の実施の申入れがなかったので、その件数だけのカウントでちょっと、若干大きくですね数が少なくなっているという状況でございます。

補足でございます。

○金崎教育長

学校教育課鳥山理事。

○学校教育課鳥山理事

次長等のお話と重なるところがあるんですが、やはりSNS等のトラブルが学校でも、少なからず起こったりしております。

その関係で学校もこのメディア安全指導という点にすごく力を入れておりますし、ある中学校では、毎月必ずSNSやメディアのことについて、担任が話をしたり、子どもたちに話し合いをさせたりしながら、そして1か月を振り返る、次の1か月の計画を立てるというような取組をしている学校もございます。

メディア安全指導員を招いたっていうような研修会っていうよりも、学校独自で、それぞれの学校の実態、子どもたちの実態に合ったやり方で、メディア安全指導については力を入れておるところでございます。

以上でございます。

○金崎教育長

山本委員。

○山本委員

御説明ありがとうございました。

非常によく分かりました。

御説明を聞いて、学校でそのような教育が以前よりも多分たくさんされているのかなという印象も受けました。

それ聞いて安心しましたところですね。

こちらに書いてある、メディア安全指導実施回数っていう指標についても、内容がよく分かりましたので、目標については、二、三年たつたら、ちょっと再考してもいいのかなっていうふうにはちょっと感じました。

あと子どもたちにとっては、そういう形で、学校で教育されているっていうことなので、非常にいいなと思ったんですけど、どちらかというと、保護者とか、若いもう学校に通ってないような、一般の青年たちとか、そういったところへの、モラル教育というかモラルをちゃんと、意識して、SNS等を使っていただきたいというのはあるので、もっと広める形として、青少年健全育成事業としては何かそういったものが、広まっていけばいいのかなと思いました。

以上です。

ありがとうございました。

○金崎教育長

それでは、承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

全ての議事が終わりましたので、進行を事務局にお返しします。

○荒木教育次長

続きまして次第6、他の議事につきましてこちらで用意しているものは特段ございませんが、委員の皆さまから何かございましたらお願ひいたします。

それでは、事務局のほうは何かございますか。

ないようでございますのでこれをもちまして、本日の定例教育委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。